

通関業法に基づく

主要届出記載要領・添付書類

平成28年10月

東京税関業務部首席通関業監督官

届出提出方法

1. NACCS汎用申請

- ・「特例輸入者等 承認・認定 内容変更届」(税関様式C第9030号)、「通関業の許可申請事項等の変更届」(税関様式B第1140号)、「通関士確認届」(税関様式B第1320号)、「従業者等の異動(変更)届」(税関様式B第1180号)に係る通関業監督官への届出はNACCSによる汎用申請が可能です。※原本の提出が必要な書類は郵送、若しくは窓口へ別途提出してください。
- ・業務コード「HYS」にて申請してください。事務処理方法につきましては、NACCS掲示板の業務仕様書をご確認ください。
- ・汎用申請で届け出る場合、届出書に社判の押印は必要ありません。

2. 郵送

送付先 〒135-8615

東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎

東京税関 業務部首席通関業監督官

※控えの返却が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

3. 窓口

東京税関 本関3階(東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎)

首席通関業監督官 平日午前8:30~午後5:00

主要届出記載要領・添付書類

届 出 内 容	届 出 様 式 及 び 添 付 書 類
<p>I 許可事項の変更(12条)</p>	<p>通関業の許可申請事項等の変更届「税関様式B第1140号」 ※認定通関業者は、特例輸入者等承認・認定内容変更届「税関様式C第9030号」により届け出ることとし、総括認定事業者管理官への届出を要しない。</p>
<p>1 役員の変更(P7)</p>	<p>「通関担当役員」の変更がある場合は、本届と併せて「従業者等の異動(変更)届」が必要。(P14)</p>
<p>(1) 役員が新任する場合</p>	<p>「新旧対照表」 「履歴書」 「市区町村長の身分証明書(注1)」 } 外国籍で入手できない 「東京法務局登記官の証明書(注2)」 } 場合は(注4)を参照 「宣誓書(税関様式B第1080号)(注3)」 「登記事項証明書(注5)」 「CSVデータ等(注6)」</p>
<p>(2) 役員が辞任する場合</p>	<p>「新旧対照表」 「登記事項証明書(注5)」</p>
<p>(3) 役職名の変更</p>	<p>「新旧対照表」 記載事項に変更がある場合:「登記事項証明書(注5)」</p>
<p>2 法人の名称変更(P8)</p>	<p>本届と併せて「従業者等の異動(変更)届」が必要。(P16) 通関士、従業者登録している方は「写真各自1枚(3cm×2.5cm、裏面に氏名、電子データ可)(注7)」 「旧社名の証票(返却)」 「登記事項証明書(注5)」 ※変更の可能性がある場合には早めにご相談ください。</p>
<p>3 法人の所在地変更(P9)</p>	<p>「登記事項証明書(注5)」 「地図」</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>複数の税関で許可を得ている場合、許可を得ている全税関宛ての変更届をいずれか一の税関に一括提出できます(例:東京・横浜・大阪で許可を受けている場合、横浜・大阪宛の変更届も東京に一括提出)。一括提出の場合、役員の新旧対照表以外の添付書類は一部のみで差し支えありません。一括提出できる届出は上記1、2、3のみです。通関担当役員の異動届は各税関にご提出ください。</p> </div>

届 出 内 容	届 出 様 式 及 び 添 付 書 類
4 営業所の名称変更 (P10)	<p>変更前の営業所の名称が記載されている証票を所持している場合、本届と併せて「従業者等の異動 (変更) 届」が必要。(P17)</p> <p>通関士、従業者登録している方は「写真各自1枚(3cm×2.5cm、裏面に氏名、電子データ可) (注7)」</p> <p>「旧営業所名の証票 (返却)」</p>
5 営業所の所在地変更 (P11)	<p>「地図」</p> <p>「事務所内レイアウト」</p> <p>「賃貸の場合：賃貸借契約書 (写)」</p> <p>※変更の可能性のある場合には早めにご相談ください。</p>
6 通関業廃業 (P12)	<p>※届出前にご相談ください。</p> <p>本届と併せて「従業者等の異動 (変更) 届」〈解任〉が必要。(P18)</p>
7 通関業営業所廃止 (P13)	<p>※届出前にご相談ください。</p> <p>本届と併せて「従業者等の異動 (変更) 届」が必要。(P19)</p>
Ⅱ 従業者等の異動 (22条)	従業員等の異動 (変更) 届「税関様式B第1180号」
1 通関担当役員 (P14①) (1) 新規従業 (2) 解 任	<p>添付書類なし。</p> <p>添付書類なし。</p>
2 責任者 (P14②) (1) 新規従業 (2) 解 任	<p>「履歴書」、「CSVデータ等 (注6)」</p> <p>添付書類なし。</p>
3 通関士 (P14③) (1) 新規従業 (2) 解 任	<p>添付書類なし。「異動年月日」欄は通関士確認年月日を記載。</p> <p>※通関士確認届 (税関様式B第1320号) との同時提出可。同時提出する場合、「異動年月日」欄は空欄で提出。</p> <p>添付書類なし。「証票 (返却)」</p>
4 従業者 (P14④) (1) 新規従業 (2) 解 任	<p>「履歴書」</p> <p>「写真1枚(3cm×2.5cm、裏面に氏名、電子データ可) (注7)」</p> <p>「従業者研修修了証書の写」</p> <p>「通関士試験合格証書の写」</p> <p>※従業者を以前経験した者は下記の書類でも可</p> <p>「従業者等の異動 (変更) 届〈解任〉の写」</p> <p>「従業者証票の写」</p> <p>派遣労働者の場合 (注9)</p> <p>添付書類なし。「証票 (返却)」</p> <p style="text-align: right;">} いずれか一通 (注8)</p>

届 出 内 容	届 出 様 式 及 び 添 付 書 類
<p>5 補助従業者 (P14⑤)</p> <p>(1) 新規従業</p> <p>(2) 解 任</p>	<p>「履歴書」 派遣労働者の場合 (注9)</p> <p>添付書類なし。</p>
<p>6 通関士、従業者及び補助 従業者の通関営業所間 (当 関管轄内) での異動 (P15⑥)</p>	<p>添付書類なし。 ※証票に営業所名が記載されている場合 「写真1枚(3cm×2.5cm、裏面に氏名、電子データ可) (注7)」 「旧証票 (返却)」</p>
<p>7 専任、兼任又は兼務の変 更 (P15⑦)</p>	<p>添付書類なし。 ※証票に営業所名が記載されている場合 「写真1枚(3cm×2.5cm、裏面に氏名、電子データ可) (注7)」 「旧証票 (返却)」</p>
<p>8 通関士、従業者等の改姓 (P15⑧)</p>	<p>「旧姓、新姓及び変更年月日を確認できる公的な書類の写 (例：戸 籍謄本又は運転免許証の裏書等)」 「写真1枚(3cm×2.5cm、裏面に氏名、電子データ可) (注7)」</p>
<p>9 通関士、従業者等の休 職・復職 (P15⑨)</p>	<p>「旧証票 (返却)」</p>
<p>10 雇用形態の変更 (P15⑩)</p>	<p>添付書類なし。 派遣等から正社員への登用：添付書類なし。 その他の雇用形態の変更：「雇用形態の内容がわかる書面」</p>
<p><u>Ⅲ 通関士の確認 (31条)</u></p>	<p>通関士確認届「税関様式B第1320号」(後記2の場合は従業員 等の異動 (変更) 届「B第1180号」)</p>
<p>1 後記2以外の場合 (P20)</p>	<p>「履歴書」 「市区町村長の身分証明書 (注1)」 } 外国籍で入手できない 「東京法務局登記官の証明書 (注2)」 } 場合は (注4) を参照 「通関士試験合格証書の写 (注8)」 「宣誓書 (税関様式B第1080号) (注3)」 「写真1枚(3cm×2.5cm、裏面に氏名、電子データ可) (注7)」 派遣労働者の場合 (注9)</p>
<p>2 (1) 同一通関業者の他税関 管内営業所で通関士とし て従業していた者が当関 管内営業所へ異動後<u>ただ ちに通関士の確認を受け る場合</u></p>	<p><u>通関士確認届は、「従業者等の異動 (変更) 届」(税関様式B第11 80号) をもって代えることができる。</u> ただし、添付書類として次のものが必要。 「履歴書」 「従業者等の異動 (変更) 届<解任>の写」 「写真1枚(3cm×2.5cm、裏面に氏名、電子データ可) (注7)」</p>

届 出 内 容	届 出 様 式 及 び 添 付 書 類
(2) 当関管内の通関業者で通関士として従業していた者が解任後 <u>ただちに</u> 当関管内の他の通関業者へ異動し通関士の確認を受ける場合 (P21)	上記2 (1) に同じ。

注1 「市区町村長の身分証明書」とは、①「成年被後見人とみなされる者及び被保佐人とみなされる者」、②「従前の例によることとされる準禁治産者」、③「破産者であつて復権を得ない者」に該当しない旨の証明書をいう。

注2 「東京法務局登記官の証明書」とは、「成年被後見人及び被保佐人」に該当しない旨の証明書（登記されていないことの証明書）をいう。

注3 「宣誓書」は「法第6条第3号から第7号に該当しない旨」（役員）又は、「法第31条第2項に該当しない旨」（通関士）を宣誓する。(P22)

注4 外国籍の場合は、「市区町村長の身分証明書」及び「東京法務局登記官の証明書」に代わる書類として「宣誓書」に「法第6条第1号から第7号に該当しない旨」（役員）又は「法第31条第2項に該当しない旨」（通関士）に加えて「外国の法令上これらと同様に取扱われていない旨」を宣誓する。(P23)

注5 「登記事項証明書」は「履歴事項全部証明書」を提出する。ただし、「役員の新任」のみの場合は「現在事項全部証明書」でも可。

注6 「CSVデータ等」は、新任役員及び新任営業所責任者の氏名（カナ・漢字）、生年月日、性別をCSV形式で保存したファイルを、汎用申請（NACCSコード：HYS）、添付ファイル登録（NACCSコード：MSB）又は出力したものを紙面により提出。（役員変更の場合で、平成21年7月以降で最初の届出の際には、変更後の全役員を記録して提出する）

入力要領

① 対象者の 氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別をCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により記録する。
② 入力にあたっては、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（大正は T、昭和は S、平成は H で半角とし、数字は2桁半角）、性別（半角で男性は M、女性は F）を入力する。 なお、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力すること。

電磁的記録媒体【入力例】

シメイ	氏名	和暦	年	月	日	性別
ゼイカン 知由	税関 太郎	S	38	11	30	M
マリー カスタムズ	Mary Customs	S	40	01	01	F

注7 写真を電子データで提出する場合はJPEG形式で保存したデータを、汎用申請（NACCSコード：HYS）、添付ファイル登録（NACCSコード：MSB）により提出。

注8 「通関士試験合格証書」等の姓が現在と異なる場合は、改姓の事実がわかる公的な書類（例：戸籍謄本又は運転免許証の裏書等）を添付する。

注9 派遣労働者の新規従業の場合は、以下の書類を添付する。

(1) 派遣基本契約書（以前提出した場合は省略可）

(2) 派遣会社概要（パンフレット等で可）（以前提出した場合は省略可）

(3) 個別派遣契約書（派遣労働者の氏名が記載されていない場合は通知書も合わせて提出する）

注意事項

- ・「法人の名称変更」及び「営業所の住所変更」は手続きに時間を要する場合がありますので、通関業監督官になるべく早い時期にご相談ください。
- ・添付書類の用意に時間を要する場合は、先に税関様式（及び新旧対照表（役員の変更届の場合））を提出し、後日添付書類を提出してください。
- ・通関士・従業者証票の発行には1～2週間程度の時間を要しますので、ご了承ください。

(役員の変更 記載例)

税関様式B第1140号
平成27年4月1日

通関業の許可申請事項等の変更届

東京 税 関 長 殿

届出者

住所 東京都江東区青海二丁目7番11号

名称 株式会社 税 関 商 事

代表取締役社長 財務 太郎

印

通関業法第12条第~~2~~¹号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け
~~3~~³出ます。

記

1 役員の変更

別紙「役員新旧対照表」のとおり

2 変更年月日

平成27年4月1日

※「登記した日」ではなく「変更の事実があった日」をご記入ください

3 変更理由

役員改選による

【参考：添付書類】

1 役員の新任：「新旧対照表」

「履歴書」

「市区町村長の身分証明書」

「東京法務局登記官の証明書」

「宣誓書（税関様式B第1080号）」(P22)

「登記事項証明書」

「CSVデータ」

} 外国籍で入手できない場合は※2を参照

2 役員の新任：新旧対照表、履歴事項全部証明書

3 役職名の変更：新旧対照表、履歴事項全部証明書（記載事項に変更がある場合）

※1 「履歴事項全部証明書」は、「役員の新任」のみの場合は「現在事項全部証明書」でも可。

※2 役員が外国籍の場合は、「市区町村長の身分証明書」及び「東京法務局登記官の証明書」に代わる書類として、「宣誓書」に「法第6条第1号から第7号に該当しない旨」及び「外国の法令上これらと同様に取扱われていない旨」を宣誓する。(P23)

(法人の名称変更 記載例)

税関様式B第 1140 号
平成 27 年 3 月 1 日

なるべく早い時期にご相談ください

通関業の許可申請事項等の変更届

東 京 税 関 長 殿

届出者

住所 東京都江東区青海二丁目7番11号
名称 株式会社 税 関 商 事
代表取締役社長 財務 太郎 ⑩

通関業法第12条第~~2~~¹号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け
~~出~~^出ます。

記

1 法人名称の変更

変更前の名称 株式会社 税 関 商 事
変更後の名称 株式会社 カ ス タ ム ズ

2 変更年月日

平成 27 年 4 月 1 日

3 変更理由

資本提携に伴う法人名称変更

【参考】

- 1 添付書類：履歴事項全部証明書
- 2 本変更届の提出に際し、次の届出等が必要
 - ① 従業者等の異動（変更）届
 - ② 証票再交付のための写真（1枚）
 - ③ 法人名称変更前の証票の返却

(法人の所在地変更 記載例)

税関様式B第 1140 号
平成 27 年 4 月 1 日

通関業の許可申請事項等の変更届

東 京 税 関 長 殿

届出者

住所 東京都江東区青海二丁目7番11号

名称 株式会社 税 関 商 事

代表取締役社長 財務 太郎

Ⓜ

通関業法第12条第~~2~~¹号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け
~~出~~^出ます。

記

1 法人所在地の変更

変更前の住所 〒108-0075
東京都港区港南五丁目5番30号
03-1234-5678

変更後の住所 〒135-8615
東京都江東区青海二丁目7番11号
03-3599-6356

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

本社移転のため

【参考】

○ 添付書類：

① 履歴事項全部証明書

② 最寄りの地図

(注) 郵便番号及び電話番号の変更がある場合は、あわせて記載する。

(営業所の名称変更 記載例)

税関様式B第 1140 号
平成 27 年 4 月 1 日

通関業の許可申請事項等の変更届

東 京 税 関 長 殿

届出者

住所 東京都江東区青海二丁目7番11号

名称 株式会社 税 関 商 事

代表取締役社長 財務 太郎

⑩

通関業法第12条第~~2~~¹号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け
~~出~~^出ます。

記

1 営業所名称の変更

変更前の名称 税関物流センター

変更後の名称 いろは埠頭センター

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

組織再編に伴う営業所名称変更

【参考】

本変更届の提出に際し、次の届出等が必要

- ① 従業者等の異動（変更）届
- ② 証票再交付のための写真1枚（営業所名称が記載されている証票を所持する通関士又は従業者に限る。）
- ③ 証票再交付を受けた場合は、旧証票の返却

(営業所の所在地変更 記載例)

税関様式B第 1140 号
平成 27 年 3 月 1 日

なるべく早い時期にご相談ください

通関業の許可申請事項等の変更届

東京 税 関 長 殿

届出者

住所 東京都江東区青海二丁目7番11号
名称 株式会社 税 関 商 事
代表取締役社長 財務 太郎

印

通関業法第12条第¹~~2~~₃号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け
出ます。

記

1 営業所所在地の変更

営業所の名称 税関物流センター

変更前の住所 〒108-0075

東京都港区港南五丁目5番30号
03-1234-5678

変更後の住所 〒135-8615

東京都江東区青海二丁目7番11号
03-3599-6356

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

営業所移転のため

【参考】

- 添付書類：① 賃貸借契約書（写）（当該営業所の施設が賃貸の場合）
② 最寄りの地図
③ 営業所事務室のレイアウト

（注）郵便番号及び電話番号の変更がある場合は、あわせて記載する。

(通関業廃業 記載例)

税関様式 B 第 1140 号
平成 27 年 3 月 1 日

通関業の許可申請事項等の変更届

東 京 税 関 長 殿

届出者

住所 東京都江東区青海二丁目7番11号

名称 株式会社 税 関 商 事

代表取締役社長 財務 太郎

Ⓜ

通関業法第 12 条第~~2~~¹号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け
3
出ます。

記

1 通関業の消滅

消滅営業所名：いろは埠頭センター

2 消滅年月日

平成 27 年 4 月 1 日

3 消滅理由

通関業廃業の理由を記載（別添も可）

【参考】

本変更届の提出に際し、次の届出等が必要

- ① 従業者等の異動（変更）届
- ② 証票の返却（全員）

(通関営業所廃止 記載例)

税関様式 B 第 1140 号
平成 27 年 3 月 1 日

通関業の許可申請事項等の変更届

東京 税関長 殿

届出者

住所 東京都江東区青海二丁目7番11号

名称 株式会社 税関商事

代表取締役社長 財務 太郎

Ⓜ

通関業法第12条第~~2~~¹号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け
~~出~~^出ます。

記

1 営業所の消滅

消滅営業所名：ABC物流センター

2 消滅年月日

平成27年4月1日

3 消滅理由

営業所廃止の理由を記載（別添も可）

【参考】

本変更届の提出に際し、次の届出等が必要

- ① 従業者等の異動（変更）届<解任又は異動>
- ② 証票の返却（通関士及び従業者が解任となった場合。）

(従業者等の異動 記載例 1)

税関様式 B 第 1180 号
平成 27 年 4 月 1 日

従業者等の異動 (変更) 届

東京税関長 殿

届出者

住 所 東京都江東区青海二丁目7番11号
名 称 株式会社 税 関 商 事
代表取締役社長 財務 太郎 ㊟

通関士に限り、異動前の職務区分を記載。無い場合は空欄にしてください。第12条第1号(同法4条第1項第3号に掲げる事項の変更)の日のおり生じたので、届け出ます。

	営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
①	※担当役員は営業所名	小森 七郎	担当役員	H27.4.1	解任	
	記載不要	中山 五郎		H27.4.1	担当役員に新規従業	
②	いろは埠頭センター	小山 六郎	責任者	H27.4.1	解任	
	"	前田 四郎		H27.4.1	責任者に新規従業	
③	"	鈴木 二郎	従業者		通関士に新規従業	証票 NO 17-18
	"	山田 一郎	通関士	H27.4.1	退職	証票 NO 14-10
④	"	前田 三郎		H27.4.1	従業者に新規従業	営業兼務
	"	山本 浩美	従業者	H27.4.1	退職	証票 NO 18-300
⑤	"	大山 四郎		H27.4.1	補助従業者に新規従業	
	"	大森 五郎	補助従業者	H27.4.1	営業部門へ異動	
通関士数に変更があった営業所			変 更 の 内 容			
いろは埠頭センター 営業所			通関士数 6名から 7名に変更			

(従業員等の異動 記載例 2)

税関様式 B 第 1180 号
平成 27 年 4 月 1 日

従業員等の異動 (変更) 届

東京税関長殿

届出者

住所 東京都江東区青海二丁目7番11号

名称 株式会社 税関商事

代表取締役社長 財務 太郎 ㊟

配置換前の営業所名を記載

関係法第22条第2項(及び同法第12条第1号(同法4条第1項第3号に掲げる事項の変更に限る。))の規定に該 **主に従業している営業所名を記載** ので、届け出ます。

記

	営業所の名称	氏名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
⑥	いろは埠頭センター	森 一男	通関士	H27.4.1	ABC物流センターへ異動	
⑦	いろは埠頭センター	高橋 二男	通関士	H27.4.1	ABC物流センター兼任	
	"	金田 三男	通関士	H27.4.1	営業兼務	
	"	加藤 四郎	通関士	H27.4.1	ABC物流センターへ異動 いろは埠頭センターを兼任	(主) ABC物流センター (兼) いろは埠頭センター
⑧		斉藤 直子	従業者	H27.4.1	結婚により姓を森山に変更	証票NO 18-200
⑨	"	野口 和子	従業者	H27.4.1	出産のため休職	証票は責任者が 保管
	"	吉田 恵子	従業者	H27.4.1	復職	証票は責任者が 保管
	"	相川 裕子	補助従業者	H27.4.1	派遣から正社員に登用	
通関士数に変更があった営業所			変更の内容			
いろは埠頭センター			7 6			
ABC物流センター			2 3			

主に従業している営業所名を記載

改姓前の氏名を記載

新しい姓を会社で使い始めた日を記載

証票の交付を旧姓で希望される場合は「(旧姓使用)」と記載

証票NOを記載。新証票交付後、速やかに旧証票を返却

休職時の証票管理体制を備考欄に記載

(法人の名称変更 記載例)

税関様式 B 第 1180 号
平成 27 年 4 月 1 日

従業者等の異動（変更）届

東京税関長殿

届出者

住 所 東京都江東区青海二丁目7番11号
名 称 株式会社 税 関 商 事
代表取締役社長 財務 太郎 ㊞

通関業法第22条第2項（及び同法第12条第1号（同法4条第1項第3号に掲げる事項の変更に限る。））の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
税関物流センター	野村 太郎	通関士	H27.4.1	法人名称を「カスタムズ」に変更	
	小山 六郎	通関士	H27.4.1	同上	
	鈴木 二郎	通関士	H27.4.1	同上	22-100
	山田 一郎	通関士	H27.4.1	同上	14-10
	鈴木 良子	従業者	H27.4.1	同上	15-21
	大山 四郎	従業者	H27.4.1	同上	
ABC物流センター	前田 四郎	通関士	H27.4.1	同上	
	中森 花江	通関士	H27.4.1	同上	19-12
	前田 三郎	通関士	H27.4.1	同上	17-20
	大森 五郎	従業者	H27.4.1	同上	14-111
通関士数に変更があった営業所	変 更 の 内 容				
営業所	通関士数 名から 名に変更				

- (注) 1. 当関管轄全営業所を記載する。
2. 備考欄に証票Noを記載する。
3. 新証票受領後、速やかに旧社名の証票を返却する。

(営業所の名称変更 記載例)

税関様式 B 第 1180 号
平成 27 年 4 月 1 日

従業者等の異動（変更）届

東京税関長殿

届出者

住 所 東京都江東区青海二丁目7番11号
名 称 株式会社 税 関 商 事
代表取締役社長 財務 太郎 ㊞

通関業法第22条第2項（及び同法第12条第1号（同法4条第1項第3号に掲げる事項の変更に限る。）の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
税関物流センター	山田 一郎	通関士	H27.4.1	営業所名称を「いろは埠頭センター」に変更	14-10
	鈴木 良子	従業者	H27.4.1	同 上	15-21
変更前の営業所名を記載					
通関士数に変更があった営業所	変 更 の 内 容				
営業所	通関士数 名から 名に変更				

- (注) 1. 営業所名称が記載されている証票を所持している場合に届け出る。
2. 備考欄に証票N○を記載する。
3. 新証票受領後、速やかに旧証票を返却する。

(通関業廃業 記 載 例)

税関様式 B 第 1180 号
平成 27 年 4 月 1 日

従業者等の異動（変更）届

東 京 税 関 長 殿

届出者

住 所 東京都江東区青海二丁目7番11号
名 称 株式会社 税 関 商 事
代表取締役社長 財 務 太 郎 ㊞

通関業法第22条第2項（及び同法第12条第1号（同法4条第1項第3号に掲げる事項の変更に限る。）の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
	小森 七郎	担当役員	H 2 7 . 4 . 1	通関業廃業のため解任	
いろは埠頭センター	小山 六郎	責任者	H 2 7 . 4 . 1	同 上	
	鈴木 二郎	通関士	H 2 7 . 4 . 1	同 上	22-100
	山田 一郎	通関士	H 2 7 . 4 . 1	同 上	14-10
	鈴木 良子	従業者	H 2 7 . 4 . 1	同 上	15-21
	大山 四郎	補助従業者	H 2 7 . 4 . 1	同 上	
通関士数に変更があった営業所	変 更 の 内 容				
いろは埠頭センター 営業所	通関士数 2名から 0名に変更				

- (注) 1. 当関管轄全営業所を記載することとし、役員以外は営業所ごとに記載する。
2. 備考欄に証票N○を記載する。
3. 廃業後速やかに証票を返却する。

(通関業営業所廃止 記 載 例)

税関様式 B 第 1180 号
平成 27 年 4 月 1 日

従業者等の異動（変更）届

東 京 税 関 長 殿

届出者

住 所 東京都江東区青海二丁目7番11号
名 称 株式会社 税 関 商 事
代表取締役社長 財務 太郎 ㊞

通関業法第22条第2項（及び同法第12条第1号（同法4条第1項第3号に掲げる事項の変更に限る。）の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
ABC物流センター	前田 四郎	責任者	H27.4.1	本社営業部に配置換	
	中森 花江	通関士	H27.4.1	いろは埠頭センターに配置換	
	山田 一郎	通関士	H27.4.1	同上	
	前田 三郎	通関士	H27.4.1	退職	17-20
	大山 四郎	従業者	H27.4.1	いろは埠頭センターに配置換	14-111
通関士数に変更があった営業所		変 更 の 内 容			
ABC物流センター			3	0	
いろは埠頭センター	営業所	通関士数	名から	名に変更	
			6	7	

- (注) 1. 他の通関営業所に配置換えとなる通関士及び従業者の証票
- (イ) 営業所名が記載されていない場合
当該他の通関営業所において、当該証票を引き続き使用する。
 - (ロ) 営業所名が記載されている場合
備考欄に証票N○を記載の上、証票再交付用の写真1枚を添付して証票の再交付を受ける。
営業所廃止後速やかに旧証票を返却する。
2. 配置換、退職等で通関業務を行わなくなった通関士及び従業者の証票
備考欄に証票N○を記載し、営業所廃止後速やかに返却する。

(通関士確認届 記載例 1)

税関様式B第 1320 号
平成 27 年 4 月 1 日
第 号

通 関 士 確 認 届

東 京 税 関 長 殿

通関業者
住 所 東京都江東区青海二丁目7番11号
名 称 株式会社 税 関 商 事
代表取締役社長 財 務 太 郎 ⑩

下記のとおり通関士試験合格者を通関士として、通関業務に従事
第2項各号の規定に該当していないことにつき確認を受けたく、同
す。

他の営業所を兼任する場合はその
営業所名、通関業務以外の業務を兼
務する場合は業務の内容を記載。

記			
従事させようとする通関士 試験合格者の氏名及び住所	税 関 次 郎	通関士試験合格年	平成元年
証票の交付を旧姓で希望される場 合は以下のように記載 ○○(○○旧姓)○○ 【旧姓使用】	東京都港区港南5丁目1 番1号	合格証書の番号	東京 100
	いろは埠頭センター 東京都江東区青海二丁目7番 11号	専任又は 兼任の別	専任 兼任 (営業兼務)
通 関 業 従 業 歴 (有 無)	従業期間		通関業者名
	平成 23 年 4 月～27 年 1 月 平成 20 年 6 月～22 年 12 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月	大井税関商事 税関商会(株)	
添 付 書 面	通関士試験合格証書の写し、登記されていないことの証明書、身 分証明書(は身元証明書)及び通関業法31条第2項に該当しな いことの証明書並びに写真		

※通関士・従業者証票の交付を受
けていた期間を記載

(通関士確認 記載例 2)

「従業者等の異動（変更）届」をもって代える場合

税関様式 B 第 1180 号
平成 27 年 4 月 1 日

従業者等の異動（変更）届

東京税関長 殿

届出者

住 所 東京都江東区青海二丁目7番11号
名 称 株式会社 税関商事
代表取締役社長 財務 太郎 ㊞

通関業法第22条第2項（及び同法第12条第1号（同法4条第1項第3号に掲げる事項の変更に限る。））の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
いろは埠頭センター	税関 次郎			通関士に新規従業	兼任（営業） H18年 東京11011
空欄で提出。 通関士証票受領後、通関士確認日（証票記載の交付日）を追記する。		他の営業所を兼任する場合はその 営業所名、通関業務以外の業務を兼 務する場合は業務の内容を記載。			
通関士数に変更があった営業所		変 更 の 内 容			
いろは埠頭センター 営業所		通関士数 6名から 7名に変更			

(注) 1. 他税関で通関士として従業していた者が、
同一通関業者の当関管内営業所へ異動後ただちに通関士の確認を受ける場合

2. 東京税関長の確認を受けて通関士であったものが、
当関管内の他の通関業者へただちに通関士の確認を受ける場合

上記(注) 1、2の場合は、「通関士確認届」は「従業者等の異動（変更）届」をもって代えることができる。ただし、添付書類として「履歴書」、「従業者等の異動（変更）届<解任>の写」及び「写真1枚」が必要。

(宣誓書 記載例1)

東京税関長 殿

氏 名
生 年 月 日
現 住 所

私には、通関業法〔 第6条第3号から第7号まで
第31条第2項 〕に規定する欠格事由
に該当する事実がないことを宣誓します。

役員は 「第6条第3号から第7号まで」
通関士は「第31条第2項」を宣誓。
宣誓しない方は削除。

署 名 (本人の直筆)

(規格A4)

(宣誓書 記載例2)

東京税関長 殿

氏 名
生 年
現 住

役員は 「第6条第1号から第7号まで」
通関士は「第31条第2項」を宣誓。
宣誓しない方は削除。

私には、通関業法 { 第6条第1号から第7号まで
第31条第2項 } に規定する欠格事由

に該当する事実がないことおよび外国の法令上これらと同様に取扱われていない旨を宣誓します。

署 名 (本人の直筆)

(規格A4)